

参考資料 2

独立行政法人改革等を踏まえた 会計基準等改訂の論点（補足資料）

セグメント区分状況に関する調査結果(概要)

1. 調査結果集計

(1) セグメント等区分設定の考え方

区分設定の分類	法人数	割合
中期目標又は中期計画における事業等による区分	38	39%
法令等による区分	25	26%
個別法に規定された業務による区分	4	4%
単一セグメント	17	17%
施設別による区分	2	2%
その他	12	12%
合 計	98	100%

(2) 中期目標等とセグメント等の一致状況

区分設定の分類	法人数	割合
中期目標等とセグメントが一致(表例:○)	63	64%
中期目標等と一部一致しない(表例△)	4	4%
中期目標等とセグメントが一致しない(表例:×)	31	32%
合 計	98	100%

2. 各法人の概要

主務省名	独立行政法人名	基礎情報			中期目標等とセグメント等の一致状況
		勤定数	セグメント数	セグメント等区分設定の考え方	
内閣府	国立公文書館	-	2	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	北方領土問題対策協会	2	-	法令等による区分	○
消費者庁	国民生活センター	-	7	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
総務省	情報通信研究機構	5	6	その他	×
	統計センター	-	-	単一セグメント	×
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	-	法令等による区分	○
外務省	国際協力機構	2	9	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	国際交流基金	-	8	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
財務省	酒類総合研究所	-	-	単一セグメント	×
	造幣局	-	2	個別法に規定された業務による区分	○
	国立印刷局	-	2	その他	○
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	大学入試センター	-	-	単一セグメント	×
	国立青少年教育振興機構	-	3	その他	○
	国立女性教育会館	-	5	その他	○
	国立科学博物館	-	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	物質・材料研究機構	-	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	防災科学技術研究所	-	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	放射線医学総合研究所	-	5	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	国立美術館	-	5	その他	×
	国立文化財機構	-	7	施設別による区分	○
	教員研修センター	-	-	単一セグメント	×
	科学技術振興機構	3	5	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	日本学術振興会	4	5	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	理化学研究所	-	4	個別法に規定された業務による区分	○
	宇宙航空研究開発機構	-	9	中期目標又は中期計画における事業等による区分	△
	日本スポーツ振興センター	4	6	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	日本芸術文化振興会	-	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	日本学生支援機構	-	3	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	海洋研究開発機構	-	3	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	国立高等専門学校機構	-	-	単一セグメント	×
	大学評価・学位授与機構	-	6	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	国立大学財務・経営センター	2	1	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○
	日本原子力研究開発機構	3	9	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○

主務省名	独立行政法人名	基礎情報			中期目標等とセグメント等の一致状況	
		法定数	セグメント数	セグメント等区分設定の考え方		
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-	単一セグメント	×	
	労働安全衛生総合研究所	2	-	法令等による区分	○	
	勤労者退職金共済機構	6	6	法令等による区分	○	
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	5	2	法令等による区分	○	
	福祉医療機構	3	10	法令等による区分	○	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	7	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	労働政策研究・研修機構	3	3	法令等による区分	×	
	労働者健康福祉機構	-	8	法令等による区分	○	
	国立病院機構	-	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	医薬品医療機器総合機構	6	2	その他	○	
	医薬基盤研究所	3	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	3	-	法令等による区分	×	
	年金積立金管理運用	3	-	法令等による区分	×	
	国立がん研究センター	-	6	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	国立循環器病研究センター	-	6	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	国立精神・神経医療研究センター	-	6	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	国立国際医療研究センター	-	8	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	国立成育医療研究センター	-	6	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	国立長寿医療研究センター	-	6	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	6	その他	×
種苗管理センター		-	5	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
家畜改良センター		-	5	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
水産大学校		-	-	単一セグメント	×	
農業・食品産業技術総合研究機構		5	20	その他	△	
農業生物資源研究所		-	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
農業環境技術研究所		-	-	単一セグメント	×	
国際農林水産業研究センター		-	5	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
森林総合研究所		3	7	その他	○	
水産総合研究センター		2	-	法令等による区分	×	
農畜産業振興機構		7	-	法令等による区分	○	
農業者年金基金		4	3	法令等による区分	○	
農林漁業信用基金		5	10	その他	○	
経済産業省		経済産業研究所	-	-	単一セグメント	×
		工業所有権情報・研修館	-	-	単一セグメント	×
	日本貿易保険	-	-	単一セグメント	×	
	産業技術総合研究所	-	5	個別法に規定された業務による区分	×	
	製品評価技術基盤機構	-	4	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	5	3	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	日本貿易振興機構	-	2	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	情報処理推進機構	4	4	法令等による区分	○	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6	8	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
	中小企業基盤整備機構	8	8	法令等による区分	×	
	国土交通省	土木研究所	-	5	施設別による区分	×
		建築研究所	-	8	その他	×
		交通安全環境研究所	2	-	法令等による区分	○
海上技術安全研究所		-	-	単一セグメント	×	
港湾空港技術研究所		-	9	その他	×	
電子航法研究所		-	-	単一セグメント	×	
航海訓練所		-	-	単一セグメント	×	
海技教育機構		-	6	中期目標又は中期計画における事業等による区分	○	
航空大学校		-	-	単一セグメント	×	
自動車検査独立行政法人		-	-	単一セグメント	×	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		5	8	中期目標又は中期計画における事業等による区分	△	
国際観光振興機構		2	-	法令等による区分	○	
水資源機構		-	11	法令等による区分	×	
自動車事故対策機構		-	3	法令等による区分	○	
空港周辺整備機構		-	4	法令等による区分	○	
都市再生機構		2	6	法令等による区分	△	
奄美群島振興開発基金		-	2	法令等による区分	○	
日本高速道路保有・債務返済機構		2	-	法令等による区分	○	
住宅金融支援機構		5	4	法令等による区分	○	
環境省		国立環境研究所	-	-	単一セグメント	×
	環境再生保全機構	4	7	法令等による区分	○	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-	4	個別法に規定された業務による区分	×	

注1 当資料は、当局が調査した98法人(平成26年4月1日時点)の平成25年度データに基づき、当局が作成したもの。

注2 「セグメント区分設定の考え方」及び「中期目標及び中期計画と法定定数及びセグメント区分の対応状況」は、当局の調査結果に基づき当局で分類した。

1-①. 事業等のまとめりにごとに区分された情報の充実

● 予算の見積りと執行実績の開示等(事業報告書の記載・添付事項の拡充等)

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(H25.12.24)

- 国から事前に用途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとめりにごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないように運用において十分に留意する。

現行の様式

決算報告書

H〇年〇月〇日～H×年×月×日

区分	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金				
〇〇補助金等				
施設整備費補助金				
受託収入				
計				
支出				
業務経費				
〇〇補助金等事業費				
施設整備費				
受託経費				
一般管理費				
人件費				
計				



改正後の様式(案)

決算報告書

H〇年〇月〇日～H×年×月×日

区分	A事業			B事業			C事業			備考
	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額	
収入										
運営費交付金										
〇〇補助金等										
施設整備費補助金										
受託収入										
計										
支出										
業務経費										
〇〇補助金等事業費										
施設整備費										
受託経費										
一般管理費										
人件費										
計										

セグメント情報に合わせる。

運営費交付金収益化基準採用状況調査結果(概要)

1. 調査結果集計

収益化基準採用分類	採用法人数	全体の割合
費用進行基準のみ採用	59	60.20%
業務達成基準と他の収益化基準を採用	12	12.20%
業務達成基準のみ採用	8	8.20%
費用進行基準と期間進行基準を採用	5	5.10%
運営費交付金措置対象外	14	14.30%
全 体	98	100.00%

2. 各法人の概要

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成基準	期間進行基準	費用進行基準
内 閣 府	国立公文書館	×	×	独立行政法人国立公文書館運営費交付金
	北方領土問題対策協会	×	×	北方対策事業費、一般管理費、人件費
消費者庁 総務省	国民生活センター	×	×	全て
	情報通信研究機構	×	×	全て
	統計センター	×	人件費(退職手当及び業務部門の非常勤職員手当を除く)	①業務費 ②一般管理費 ③人件費のうち退職手当及び業務部の非常勤職員手当
外 務 省	国際協力機構	×	×	運営費交付金事業
	国際交流基金	×	×	全て
財 務 省	酒類総合研究所	人件費のうち退職手当	一般管理費のうち電気基本料金	退職手当を除く人件費、電気基本料金を除く一般管理費、研究業務費
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	×	×	国立特別支援教育総合研究所業務全般
	国立青少年教育振興機構	退職一時金及び基金事業に係るもの	青少年教育事業及び一般管理費等共通的な事項(退職一時金を除く)	×
	国立女性教育会館	退職手当に係る経費相当及び研修受入事業、調査研究事業及び情報事業に係る物件費相当	人件費相当及び管理業務に係る物件費相当	×
	国立科学博物館	人件費(退職手当)、展示事業企画展実施経費、調査研究事業プロジェクト研究、調査研究事業コレクションの構築、館長支援経費、その他館長が指定する特定の事業	人件費(役員・職員給与・法定福利費)、一般管理費、展示事業企画展実施経費以外、調査研究事業経常研究、教育普及事業	その他計画の発生費用
	物質・材料研究機構	×	×	運営費交付金事業の全業務
	防災科学技術研究所	×	×	全て
	放射線医学総合研究所	×	×	全て
	国立美術館	美術作品等の収集業務、美術作品等の修復業務、展覧業務、教育普及業務のうち展覧会に関する業務、退職手当の支払い	業務達成基準以外の事業	×
	国立文化財機構	人件費のうち退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するもの	人件費のうち役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費(特に指定するものを除く)及び減価償却費	財務費用、その他計画外の発生費用
	教員研修センター	×	×	一般管理費、業務経費、人件費
	科学技術振興機構	業務費用	一般管理費	×
	日本学術振興会	全て	×	×
	理化学研究所	×	×	全て
	宇宙航空研究開発機構	×	×	全て
	日本スポーツ振興センター	×	×	運営費交付金の対象となる業務全て(特定業務勘定及び一般勘定)
	日本芸術文化振興会	×	×	全て
	日本学生支援機構	奨学金業務システム開発業務及び国際交流会館等の譲渡に要する業務経費	業務達成基準以外の事業	×
	海洋研究開発機構	×	×	全て
	国立高等専門学校機構	特定運営費交付金対象事業費のうち「特別教育研究経費」の一部(例)高専改革推進経費、国費留学生経費、学科等再編推進経費 など	一部の特定運営費交付金対象事業費のうち「特別教育研究経費」及び「特殊要因経費」を除く事業	特定運営費交付金対象事業費のうち「特別教育研究経費」の一部及び「特殊要因経費」(例)退職手当、一般施設借料、移転費 など
	大学評価・学位授与機構	×	×	全て
	国立大学財務・経営センター	×	×	全て
	日本原子力研究開発機構	×	×	全て

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成基準	期間進行基準	費用進行基準
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	×	人件費(退職手当を除く。)	人件費(退職手当を除く。)以外の経費
	労働安全衛生総合研究所	×	×	全て
	勤労者退職金共済機構	×	×	雇用促進融資事業
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	×	一般管理費のうち、本部の運営に係る通信運搬費、光熱水料	期間進行基準を採用している経費以外
	福祉医療機構	×	×	○一般勘定(福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉振興助成事業)【業務経費、一般管理費、人件費】 ○共済勘定(退職手当共済事業)【業務経費、一般管理費、人件費】 ○保険勘定(心身障害者扶養保険事業)【業務経費、一般管理費、人件費】
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	×	×	全て
	労働政策研究・研修機構	×	管理部門の活動経費である一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源との対応関係が明らかである年間業務契約をおこなっている費用	期間進行基準を採用した業務以外の全ての業務
	労働者健康福祉機構	×	看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費	看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費以外
	国立病院機構	全て	×	×
	医薬品医療機器総合機構	×	×	審査等事業及び安全対策等事業
	医薬基盤研究所	×	×	全て
	国立がん研究センター	全て	×	×
	国立循環器病研究センター	全て	×	×
	国立精神・神経医療研究センター	全て	×	×
	国立国際医療研究センター	全て	×	×
	国立成育医療研究センター	全て	×	×
国立長寿医療研究センター	全て	×	×	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	×	×	全て
	種苗管理センター	×	×	全て
	家畜改良センター	×	×	全て
	水産大学校	×	×	全て
	農業・食品産業技術総合研究機構	×	×	全て
	農業生物資源研究所	×	×	全て
	農業環境技術研究所	×	×	全て
	国際農林水産業研究センター	×	×	全て
	森林総合研究所	×	×	全て
	水産総合研究センター	×	×	全て
	農畜産業振興機構	×	×	全て
	農業者年金基金	×	×	全て
	経済産業省	経済産業研究所	研究業務(調査及び研究業務、政策提言・普及業務、資料収集管理業務)	人件費、一般管理費
工業所有権情報・研修館		×	×	全て
産業技術総合研究所		×	×	全て
製品評価技術基盤機構		×	×	全て
新エネルギー・産業技術総合開発機構		×	×	技術開発マネジメント関連業務
日本貿易振興機構		×	×	全て
情報処理推進機構		×	×	全て
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		×	×	全て
中小企業基盤整備機構		×	×	一般勘定、小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成基準	期間進行基準	費用進行基準
国土交通省	土木研究所	×	×	人件費、研究業務費、一般管理費
	建築研究所	×	×	人件費、業務経費、一般管理費
	交通安全環境研究所	×	×	全て
	海上技術安全研究所	×	×	研究開発事業
	港湾空港技術研究所	×	×	全て
	電子航法研究所	×	×	研究開発事業
	航海訓練所	練習船経費及び退職手当等	管理・業務部門経費及び人件費等	想定されない事故・緊急対応経費
	海技教育機構	×	×	海技教育業務、研究業務、その他 附帯業務
	航空大学校	×	×	航空機操縦士養成事業
	自動車検査	×	×	全事業
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	×	×	・高度船舶技術実用化助成業務 (海事業務費、役職員人件費) ・鉄道助成業務(役職員人件費、 その他経費)
	国際観光振興機構	×	×	全て
	自動車事故対策機構	×	×	全て
環境省	国立環境研究所	×	×	全て
	環境再生保全機構	×	×	全て
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	退職準備研修費、健康診断費、 退職手当等	人件費(退職手当を除く。)、物件 費、心の健康対策費等	×

注1 当資料は、当局が調査した98法人(平成26年4月1日時点)の平成25年度データに基づき、当局が作成したもの。

注2 運営費交付金が交付されない法人については本表から除いている。

次期中期目標期間への積立金の繰越しについて

平成 26 年 6 月 27 日

総務省行政管理局

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を受けて、「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」を次のとおり定める。なお、会計基準や今後の運用の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

標記については、各府省において財務省と協議するものであるが、一般的な考え方を参考に示せば、以下のとおりである。なお、個別の判断に当たっては、法人の業務の特性などを勘案することも必要である。

1 原則的な考え方

本来、積立金は原則国庫納付するものであるが、

- ① 経営努力が認定された目的積立金（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 44 条第 3 項）については、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合、
 - ② 競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越しを行う合理的な理由がある場合、
 - ③ 自己の責任でない事由により、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合、
 - ④ 中期目標期間の最終年度に、目的積立金に係る経営努力が認定される事由に相当する事由がある場合、
 - ⑤ 国庫納付する現金がなく、その点について合理的理由がある場合
- については、個別事情を勘案の上、合理的な範囲内で次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられる。

2 次期中期目標期間に繰り越すことができる場合の主な例

一般的に、次のような場合には次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられるが、個別の事情を考慮して更に検討する必要がある。

- ① 研究開発を行う独立行政法人において経営努力が認定された目的積立金について、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合であって、次期中期目標を達成するために、i) 研究開発のための施設・設備の整備や用地の取得を行う場合、ii) 実施すべき研究開発プロジェクトがある場合
- ② 競争的資金の配分を受けた研究開発を行う機関において、当初予想し得なかったやむを得ない事由に基づいてその研究計画に変更が生じ、当中期目標期間中の完了が困難になったために、競争的資金配分機関において次期中期目標期間への繰越しが必要になる場合
- ③ 資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任

でない事由により、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合

- ④ 中期目標期間の最終年度に、目的積立金に係る経営努力が認定される事由に相当する事由がある場合
 - ⑤ 自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合
 - ⑥ 棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定が計上されている場合
- (注) ⑤、⑥のような場合は、積立金のうち簿価相当額の貨幣資産が償却資産として拘束されているためである。

なお、上記については、中期計画に照らし、業務上真に必要と認められる場合でなければならない。

3 ファイナンスリースに係る損益差額（運営費交付金を収益化して支払った場合）

実際に支払うリース料に応じて運営費交付金を収益化した結果、契約期間の途中においては損失が生じるものがある（リース契約期間終了時には損益はゼロとなるものである。）。その結果、中期目標期間の終了時にファイナンスリースに係る差損が生じた場合には、当該部分に関しては積立金が発生しないため、国庫納付は行われなかったこととなると考えられる。

1-④. 独立行政法人改革を実現するための環境整備

● 運営費交付金等の財源で取得したたな卸資産等の資産見返負債の計上等

参考事例: 現行の会計処理

運営費交付金100万円によりたな卸資産を取得した場合、取得した年度に資金の裏付けのない利益が生じ、たな卸資産が費消された年度に損失が生じるケースがある。

現金 預金	1,000,000	運営費交 付金債務	1,000,000
----------	-----------	--------------	-----------

たな卸 資産	1,000,000	運営費交 付金債務	
		未処分利益	1,000,000

運営費交付金収益	1,000,000
当期総利益	1,000,000

たな卸 資産		運営費交 付金債務	
		未処分利益	

業務費用	1,000,000
当期総利益	△ 1,000,000

経営努力と関係なく損失が生じることから、経営努力認定を妨げる懸念がある。

参考事例: 資産見返負債を計上した場合の会計処理

現金 預金	1,000,000	運営費交 付金債務	1,000,000
----------	-----------	--------------	-----------

たな卸 資産	1,000,000	資産見返運 営費交付金	1,000,000
		未処分利益	0

運営費交付金収益	0
当期総利益	0

たな卸 資産		資産見返運 営費交付金	
		未処分利益	

業務費用	1,000,000
資産見返運営費交付金取崩額	1,000,000
当期総利益	0

資産見返負債により
各年度の損益は均衡

1-④. 独立行政法人改革を実現するための環境整備

● 財務諸表データの電子化等による情報公開の充実

地方公会計における取組

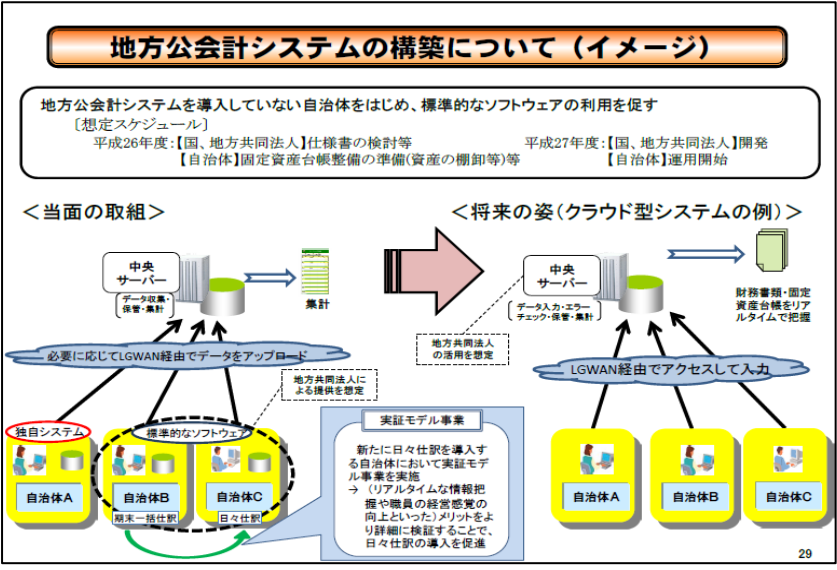
今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要等

<p>財務書類の整備</p> <p>(1) 財務書類の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書 <p>(2) 財務書類の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表：有形固定資産の評価基準 ・取得原価が判明→取得原価 ・取得原価が不明→再調達原価 ・販売用資産（棚卸資産）→低価法 等 <p>※ 有形固定資産の評価基準等の詳細については、引き続き、マニュアル作成の段階で調整する部分もある。</p>	<p>固定資産台帳の整備</p> <p>(1) 意義・目的</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。 ② 固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となる。 <p>(2) 具体的な手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内の体制整備を行った後、整備期間は1~2年間を目処とし、①資産の棚卸、②データの作成、③開始時簿価の算定、④固定資産台帳の作成という流れを基本とする。 	<p>複式簿記の導入</p> <p>(1) 意義・目的</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各地方公共団体の財務情報について、一覧性を備えた情報開示を行うことが可能となる。 ② 貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与する。 ③ 事業別・施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となることで、地方公共団体のマネジメントに資する。 <p>(2) 具体的な手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日々仕訳を行う方法が望ましいもの、事務負担や経費負担等を勘案し、(1)の②が満たされ、③にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も差し支えない。
---	---	--

今後の主な課題と方向性

- 活用の充実** 行政評価や予算編成等への活用の充実が必要 → 具体的な活用事例等に関する資料を作成して財務書類等の活用を促進
- 人材の育成** 会計処理体制の充実・強化を図るための人材育成が必要 → 統一的な基準による財務書類等の作成に関する各種研修会を開催
- システムの整備** 統一的な基準の導入に当たってシステムの整備等が必要 → ICTを活用した標準的なシステムを開発し、提供

※「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」第1回平成26年5月28日資料2-2 P26 26



※「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」第1回平成26年5月28日資料2-2 P29

独法における現状

独立行政法人では、法人ごとに業務の特性に応じて財務会計システムを独自に整備・運用しているため、勘定科目等が独自に設定されている。

例①: 敷金(独法会計基準では科目名等に特段の定めなし)
「敷金」、「敷金・保証金」、「保証金」、「敷金保証金」、「差入保証金」等

例②: 委託費(独法会計基準では科目名等に特段の定めなし)
外部委託費、代理店委託経費、外注委託費、業務委託費、委託費、事務委託費、事業委託費、研究委託費、委託調査研究費、運営業務委託費、報酬・委託・手数料、報酬委託手数料、運転委託費、検査委託費、保守委託費等、その他の委託費、その他委託費、その他業務委託費、委託業務費、業務委託費・報酬費

例③: 未払金(独法会計基準57第1項(7))
「売買事業費未払金」、「業務未払金」、「設備購入未払金」、「国庫納付未払金」、「国庫納付金未払金」、「研究業務未払金」等



統一的な会計基準が存在するが、各法人が業務の特性に応じて独自のシステムを利用し、財務諸表を作成している。
横断的な比較分析等のために、財務諸表のデータベース化を行うには、まずは勘定科目体系の統一等が必要。
研究会では、独法の財務会計システムのあり方を含め、検討。

退職給付引当金の計上状況に関する調査結果(概要)

1. 調査結果集計

分類	法人数	うち原則法	うち簡便法	うち両方
①個別財務諸表に退職給付引当金を計上している法人	44	23	18	3
②①のうち連結財務諸表に退職給付引当金を計上している法人	5	1	3	1
③運営費交付金による財源措置がある法人	54	-	-	-

2. 各法人の概要

主務省名	独立行政法人名	個別財務諸表		連結財務諸表		運営費交付金による財源措置	備考
		計上有無	計上方法	計上有無	計上方法		
内閣府	国立公文書館	×	-	×	-	○	-
	北方領土問題対策協会	×	-	×	-	○	-
消費者庁 総務省	国民生活センター	×	-	×	-	○	-
	情報通信研究機構	○	簡便法	×	-	-	-
	統計センター	×	-	×	-	○	-
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	○	簡便法	×	-	-	-
	国際協力機構	○	原則	×	-	-	一部、運営費交付金で措置
財務省	国際交流基金	×	-	×	-	○	-
	酒類総合研究所	×	-	×	-	○	-
	造幣局	○	原則	×	-	-	-
文部科学省	国立印刷局	○	原則	×	-	-	-
	国立特別支援教育総合研究所	×	-	×	-	○	-
	大学入試センター	○	簡便法	×	-	-	-
	国立青少年教育振興機構	×	-	×	-	○	-
	国立女性教育会館	×	-	×	-	○	-
	国立科学博物館	×	-	×	-	○	-
	物質・材料研究機構	×	-	×	-	○	-
	防災科学技術研究所	×	-	×	-	○	-
	放射線医学総合研究所	×	-	×	-	○	-
	国立美術館	×	-	×	-	○	-
	国立文化財機構	○	簡便法	×	-	-	一部、運営費交付金で措置
	教員研修センター	×	-	×	-	○	-
	科学技術振興機構	×	-	×	-	○	-
	日本学術振興会	×	-	×	-	○	-
	理化学研究所	×	-	×	-	○	-
	宇宙航空研究開発機構	×	-	×	-	○	-
	日本スポーツ振興センター	○	原則	×	-	-	-
	日本芸術文化振興会	○	原則	×	-	-	一部、運営費交付金で措置
	日本学生支援機構	×	-	×	-	○	-
	海洋研究開発機構	×	-	×	-	○	-
	国立高等専門学校機構	○	簡便法	×	-	-	-
	大学評価・学位授与機構	×	-	×	-	○	-
	国立大学財務・経営センター	×	-	×	-	○	-
日本原子力研究開発機構	×	-	×	-	○	-	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	×	-	×	-	○	-
	労働安全衛生総合研究所	×	-	×	-	○	-
	勤労者退職金共済機構	○	原則 簡便法	×	-	-	一部、運営費交付金で措置
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	○	原則	×	-	-	-
	福祉医療機構	○	簡便法	×	-	-	-
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	×	-	×	-	○	-
	労働政策研究・研修機構	×	-	×	-	○	-
	労働者健康福祉機構	○	原則	×	-	-	一部、運営費交付金で措置
	国立病院機構	○	原則	×	-	-	-
	医薬品医療機器総合機構	○	原則	×	-	-	-
	医薬基盤研究所	×	-	×	-	○	-
	年金・健康保険福祉施設整理機構	○	簡便法	×	-	-	-
	年金積立金管理運用	○	簡便法	×	-	-	-
	国立がん研究センター	○	原則	×	-	-	-
	国立循環器病研究センター	○	原則	×	-	-	-
	国立精神・神経医療研究センター	○	原則	×	-	-	-
	国立国際医療研究センター	○	原則	×	-	-	-
	国立成育医療研究センター	○	原則	×	-	-	-
	国立長寿医療研究センター	○	簡便法	×	-	-	-

主務省名	独立行政法人名	個別財務諸表		連結財務諸表		運営費交付金による 財源措置	備考	
		計上有無	計上方法	計上有無	計上方法			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	×	-	×	-	○	-	
	種苗管理センター	×	-	×	-	○	-	
	家畜改良センター	×	-	×	-	○	-	
	水産大学校	×	-	×	-	○	-	
	農業・食品産業技術総合研究機構	○	簡便法	○	簡便法	-	一部、運営費交付金 で措置	
	農業生物資源研究所	×	-	×	-	○	-	
	農業環境技術研究所	×	-	×	-	○	-	
	国際農林水産業研究センター	×	-	×	-	○	-	
	森林総合研究所	○	原則	×	-	-	一部、運営費交付金 で措置	
	水産総合研究センター	×	-	×	-	○	-	
	農畜産業振興機構	○	原則 簡便法	×	-	-	一部、運営費交付金 で措置	
	農業者年金基金	×	-	×	-	○	-	
	農林漁業信用基金	○	簡便法	×	-	-	-	
	経済産業省	経済産業研究所	×	-	×	-	○	-
工業所有権情報・研修館		×	-	×	-	○	-	
日本貿易保険		○	簡便法	×	-	-	-	
産業技術総合研究所		○	原則	×	-	-	-	
製品評価技術基盤機構		×	-	×	-	○	-	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		○	原則	×	-	-	-	
日本貿易振興機構		×	-	×	-	○	-	
情報処理推進機構		○	簡便法	○	簡便法	-	一部、運営費交付金 で措置	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○	簡便法	○	簡便法	-	一部、運営費交付金 で措置	
中小企業基盤整備機構		○	原則	○	原則	-	一部、運営費交付金 で措置	
国土交通省		土木研究所	×	-	×	-	○	-
		建築研究所	×	-	×	-	○	-
		交通安全環境研究所	×	-	×	-	○	-
	海上技術安全研究所	×	-	×	-	○	-	
	港湾空港技術研究所	×	-	×	-	○	-	
	電子航法研究所	×	-	×	-	○	-	
	航海訓練所	×	-	×	-	○	-	
	海技教育機構	×	-	×	-	○	-	
	航空大学校	×	-	×	-	○	-	
	自動車検査独立行政法人	○	簡便法	×	-	-	-	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○	原則 簡便法	×	-	-	一部、運営費交付金 で措置	
	国際観光振興機構	○	原則	×	-	-	-	
	水資源機構	○	原則	×	-	-	-	
	自動車事故対策機構	×	-	×	-	○	-	
	空港周辺整備機構	○	簡便法	×	-	-	-	
	都市再生機構	○	原則	○	原則 簡便法	-	-	
	奄美群島振興開発基金	○	簡便法	×	-	-	-	
日本高速道路保有・債務返済機構	○	簡便法	×	-	-	-		
住宅金融支援機構	○	原則	×	-	-	-		
環境省	国立環境研究所	×	-	×	-	○	-	
	環境再生保全機構	○	原則	×	-	-	一部、運営費交付金 で措置	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	×	-	×	-	○	-	

注1 当資料は、当局が調査した98法人(平成26年4月1日時点)の平成25年度データに基づき、当局が作成したもの。

注2 表中の計上方法における「原則」は独法会計基準第38によるもの、「簡便法」は独法会計基準注解35によるものを指す。

3. その他

● 企業会計基準改訂を踏まえた退職給付引当金等の取扱い

<個別財務諸表における包括利益の考え方>

企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」

(平成22年6月30日 改正平成24年6月29日 最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会)

16-2. 本会計基準は、当面の間、個別財務諸表には適用しないこととする。

39. このような状況の中、当委員会では、当該審議の状況も踏まえて対応することが適切であると考え、本会計基準の個別財務諸表への適用を求めるかどうかについては、平成22年会計基準の公表から1年後を目途に判断することとした。(以下、省略)

39-2. 当委員会では、平成24年改正会計基準の検討にあたり、平成23年4月に公表された単体検討会議報告書の内容を十分に斟酌しつつ審議を進めた。当該報告書では、個別財務諸表での取扱いに関する複数の方向性の考え方が示されたが、包括利益は組替調整（リサイクリング）や利益概念と密接に関係するものであり、IFRS では当期純利益の内容が変質してきている可能性があるため、これらの点を整理することなく、個別財務諸表で包括利益を表示することは時期尚早であるなど、当面、個別財務諸表本表において包括利益の表示を行うべきでないという意見が多くみられた。

39-3. 当委員会の審議では、当該報告書で示された考え方と同様に、個別財務諸表への適用について強い懸念が示されている状況などを勘案して、当面は現状を維持し、個別財務諸表での包括利益の表示は行わないこととする意見が多く出された。一方、包括利益の表示は、当期純利益の計算方法を変更するものではなく、連結財務諸表と同様に、貸借対照表との連携やリスク変動情報の充実を図る観点から、個別財務諸表での包括利益の表示は有用であるという意見もあった。

また、審議の過程では、財務諸表利用者の情報ニーズ等の観点から、個別財務諸表で任意に包括利益を表示することを認める案や、個別財務諸表において包括利益情報の注記を求める案の検討も行われた。

そして、平成24年改正会計基準の公開草案においては、個別財務諸表への適用に関して市場関係者の意見が大きく分かれている状況や、個別財務諸表の包括利益に係る主な情報は現行の株主資本等変動計算書から入手可能でもあること等を総合的に勘案し、当面の間、本会計基準を個別財務諸表に適用しないことを提案した。

39-4. ・・省略・・。審議の結果、公開草案公表時と同様の理由から、当面の間、本会計基準を個別財務諸表に適用しないこととした（第16-2項参照）。

3. その他

● 企業会計基準改訂を踏まえた退職給付引当金等の取扱い

<会社法計算書類(連結・単体)における包括利益の考え方>

「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について(2010年9月30日)

1 会社計算規則第95条(「損益計算書等には、包括利益に関する事項を表示することができる」)の削除
会社計算規則第95条の削除に関し、以下のような意見が寄せられた。

① 連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書において包括利益に関する事項を表示し、これを監査対象とする法的裏付けとするため、会社計算規則第95条は削除しないことが望ましいとの意見

② 会社法の開示上、連結計算書類に包括利益を表示することができるよう規定すべきであるとの意見

③ 会社計算規則第95条の削除により包括利益のフローについての概念が削除される一方で、その他の包括利益累計額の表示を認めることについての考え方を明確にされたいとの意見

④ 会社法上、包括利益計算書の開示は不要であるのか、不要であるとしても任意に包括利益計算書を開示することは可能か、明確にされたいとの意見

(当省の考え方)

(①の意見について) 会社計算規則第95条は、当期純損益表示部分及び包括利益表示部分が概念上の「損益計算書」を構成し得ることを前提としているところ、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号。以下「包括利益表示会計基準」という。)に関する、当期純損益表示部分のみが「損益計算書」であるとの整理とは必ずしも整合しているとはいえず、同条を削除しなければ実務上の混乱を招くおそれがあるから、同条を削除することが相当である。

(②の意見について) 会社法上の連結計算書類において、包括利益に関する表示を求めるものとするかどうかについては、包括利益に関する情報の株主・債権者にとっての有用性の程度等が明らかとなった将来において改めて検討すべきであり、現時点では、会社法上の連結計算書類において包括利益の表示に関する根拠規定を設けないのが相当である。

(③の意見について) 会社計算規則第95条の削除によって、会社法における包括利益の概念が否定されるものではなく、包括利益を構成する項目の内訳は、連結株主資本等変動計算書において開示されている。

(④の意見について) 会社が、任意に、参考資料として連結包括利益計算書を作成し、開示することは禁止されていない。

3. その他

● ソフトウェアの会計処理の取扱い

企業会計の資産	独法会計の資産(基準第8)
(一般的に) 特定の経済主体に帰属する将来の経済的便益	①独立行政法人のサービス提供能力 ②将来の経済的便益

注解24のソフトウェアの種類	
サービス提供目的のソフトウェア	将来の収益獲得が確実である場合に資産計上(②の観点)
法人内利用のソフトウェア	将来の収益獲得又は費用削減が確実である場合に資産計上(②の観点)
機械装置等に組み込まれているソフトウェア	機械装置に含めて資産計上
その他のソフトウェア	費用処理

①の観点から、行政サービスの提供能力がある場合にも資産計上できないか？また、②の観点から、費用削減が見込まれることにより資産計上する場合もあり得るのではないか。

